

○コンプライアンス通報細則

〔平成18年3月23日〕
法人細則第7号

改正 平成19年法人細則第27号

平成24年法人細則第4号

平成25年法人細則第5号

平成28年法人細則第9号

平成31年法人細則第11号

コンプライアンス通報細則

(趣旨)

第1条 この法人細則は、コンプライアンス推進規則（平成18年法人規則第25号。以下「規則」という。）第23条の規定に基づき、コンプライアンス通報に関し必要な事項を定めるものとする。

(通報窓口)

第2条 規則第9条に規定する通報窓口（以下「通報窓口」という。）は、総務課及びコンプライアンス管理者が指定する法人外の弁護士事務所に置く。

(通報受付管理者)

第3条 規則第9条第2項に規定する通報受付管理者は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 総務課長
- (2) 総務課の職員のうちから規則第8条に規定する管理者が指名する者
- (3) 前条の弁護士事務所の弁護士

(通報の方法等)

第4条 規則第10条の規定によるコンプライアンス通報は、通報窓口へ、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 電子メール
- (2) 電話
- (3) 文書
- (4) ファクシミリ
- (5) 面会

2 通報者は、別記様式を用いてコンプライアンス通報を行うことができる。

3 通報者は、別記様式を用いない場合であっても、別記様式に記載する項目についてその内容を具体的に通報受付管理者に知らせなければならない。

(個人情報)

第5条 通報受付管理者は、前条の規定によるコンプライアンス通報に伴い取得した個人情報については、コンプライアンス通報の処理にのみ使用し、法令に基づく場合を除き、他の目的で使用又は提供しない。

(雑則)

第6条 この法人細則に定めるもののほか、コンプライアンス通報に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この法人細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平19.10.31法人細則27号)

この法人細則は、平成19年10月31日から施行する。

附 則 (平24.3.29法人細則4号)

この法人細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平25.3.28法人細則5号)

この法人細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平28.3.24法人細則9号)

この法人細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平31.4.26法人細則11号)

この法人細則は、平成31年5月1日から施行する。

別記様式（第4条関係）

通報受付整理番号第		号※
通報日		年 月 日
1	通報者の所属 _____ 通報者の氏名 _____	
2	あなた（通報者）が認めた（思料する）違法行為等を以下に記載してください。	
(1)	違法行為等を行っている你认为あなたが認めた（思料する）組織又は職員等	
	組織名 _____	
	職員等の氏名 _____（所属 _____）	
(2)	違法行為等の内容（できるかぎり具体的に記載し、書ききれない場合は別紙に記載してください。）	
(3)	あなたの他に違法行為等の内容を知っていると思われる者	
	所属 _____ 氏名 _____	
(4)	違法行為等の発見経緯・証拠資料等の有無	
	〔発見経緯〕	
	〔資料等の有無〕（所有している場合は、写しを添付してください。）	
	ア 資料あり イ 資料なし	
(5)	通報受付管理者との連絡方法（希望する連絡方法を選択してください。複数可）	
	ア 電子メール（メールアドレス _____）	
	イ 封書（あて先 _____）	
	ウ 面談（希望する場所 _____）	
	エ 電話（電話番号 _____）	
(6)	調査結果等の報告の希望（いずれかを選択してください。）	
	ア 報告を希望する。 イ 報告を希望しない。	

※印については記入を要しない。